

## 風俗慣習に関する伝承助成要綱 留意事項

### 1 (助成対象事業) 第2関係

- (1) 伝承者  
アイヌ文化に係る豊富な経験や知識を有する者で、1事業2名以内とする。
- (2) 継承者  
次世代を担う者(49歳以下)で、1事業5名以上とする。
- (3) 事業運営者  
申請団体に所属する者で、1事業3名以内とする。
- (4) 次に掲げる事業は助成対象事業とならないので留意すること。
  - ア 国または地方公共団体が、主催または共催で実施する事業
  - イ アイヌ政策推進交付金を活用して行う事業
  - ウ 事業の実施を他の団体や企業などに委託する事業
  - エ 事業の実施により生じる収入を、事業の実施以外に充当しようとする事業
  - オ 政治的な活動を目的とする事業
  - カ 申請者が他の団体や企業などから委託を受けて実施する事業

### 2 (助成対象者) 第3関係

- (1) 助成対象者は、助成を受けようとする事業を主催する団体のこと。
- (2) 次に掲げる団体は助成対象者とならないので留意すること。
  - ア 国または地方公共団体(アを含む実行委員会も同様)
  - イ 地方公共団体が設置する公民館、図書館、青少年教育施設などの公立施設の管理者
  - ウ 政治的な活動を目的とする団体
  - エ 営利を目的とする団体や企業、販売業者

### 3 (助成対象経費等) 第4関係

- (1) 謝金
  - ア 伝承者に支払われる謝礼のこと。
  - イ 金額については1名につき20,000円以内とする。
- (2) 交通費
  - ア 伝承者に支払われる交通費の実費のこと。
  - イ 交通手段は、次に掲げる最も経済的な交通機関の利用を原則とする。
    - (ア) 鉄道賃について、申請時は通常料金による積算で予算計上して差し支えないが、事業実施時はインターネット上での指定券予約サービス(えきねっと)などを活用し、通常料金より安価なものを利用すること。
    - (イ) 航空賃について、申請時は検索時の料金(添付資料に基づく)による積算で予算計上として差し支えないが、事業実施時は早期購入割引切符、パック旅行など格安の航空券を利用すること。
  - ウ 交通ルートは、最も経済的な通常の経路や方法によるものであること。
  - エ 自家用車を使用した場合の車賃の額は、1kmにつき37円とする。
  - オ 車賃は、全行程を通算して1km未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。行程の積算は、Googleマップのルート検索(高速・有料道路不使用の最短距離)によること。
  - カ 伝承者が、本事業の実施日または旅行日と、他の団体の旅行日とが重複する場合には、他の用務に係る申出書(様式例2)を提出すること。
- (3) 旅行雑費・宿泊雑費
  - ア 伝承者に支払われる旅行雑費、宿泊雑費のこと。
  - イ 金額は別表の1による。
- (4) 消耗品費
  - ア 事業の実施内容に必要な材料等の購入にかかる経費のこと。
  - イ 儀礼伝承事業において供物を必要とする場合は、20,000円を上限とする。
  - ウ 実施内容にアイヌ料理の調理体験等が含まれる場合、消耗品費の限度額は別表の2による。
- (5) 使用料・賃借料
  - ア 研修施設の宿泊料、研修室・寝袋等の使用料、貸切バスの借上料などの経費のこと。

イ 会場を借り上げる場合には、会場が公表する料金表を添付すること。また、貸切バスを借り上げる場合には、業者が作成する見積書を添付すること。

ウ 会場の使用料は、当該物件の賃貸業者（公立施設を含む）に対して支払われる経費に限る。

エ 貸切バスの借上げは、交通事情等により次に該当する場合をいう。

（ア）公共交通機関の運行本数や時間の関係で移動時間（乗継の待ち時間含む）が長くなる場合。

（イ）乗車者の荷物が多く、公共交通機関での移動が不便である場合。

#### 4（助成申請）第6関係

助成の申請にあたっては、「事業助成申請書」（様式1）の【必ず添付する書類】として記載されている書類が添付されていない場合は、申請を受理することができない。また、申請内容によって提出する【該当する場合に添付する書類】が添付されていない場合にも同様とする。（例：会場使用料を計上している場合の料金表等）

#### 5（助成の決定、通知）第7関係

（1）申請事業が承認された場合、「事業助成承認通知書」（様式5）により助成金交付予定額が通知されるが、この助成金交付予定額は当該事業に係る助成限度額となり、また、実施した事業の決算により助成金交付額が正式に確定するまでの間の交付予定額となる。

（2）上記の通知書に添付している助成承認調書の助成対象経費欄に記載されている金額が、経費項目ごとの助成限度額となる。なお、この経費項目の配分額は変更をすることができる。

（3）助成が承認された申請事業であっても、申請者が事業助成承認通知が施行される以前に着手したことにより生じた経費に関しては、助成対象経費とならない。なお、事業の着手とは、申請事業に係る発注、契約、経費の支払を行うことをいう。

#### 6（承認事項等）第9関係

（1）承認された団体を変更することはできない。団体構成員や団体の活動目的は実質的に変更となる場合も含むので留意すること。

（2）理事長の承認を受ける必要がある変更内容は、次に掲げる場合のことをいう。

ア 団体に関すること（例：法人格、名称、所在地、代表者）

イ 事業計画に関すること（例：事業実施日における開始日・終了日、場所、謝金対象者）

ウ 助成対象経費に関すること

エ 助成金交付予定額における経費項目の配分額に関すること

オ 助成事業の中止に関すること

（3）要綱第9の「軽微なもの」は（2）以外の変更をいう。

#### 7（変更・中止承認申請書等）第10関係

「変更・中止承認申請書」（様式7）は、事業を実施する1週間前までに理事長に提出し、承認を受けること。

#### 8（助成決定の変更）第11関係

（1）天災とは、地震、風水害等の自然災害のこと。

（2）不可抗力とは、交通機関の事故、交通ストライキ、感染症の拡大などのこと。

（3）両者協議とは、財団と助成決定者による協議で、助成決定者からの書面（任意様式）による申し出により行うものとする。

#### 9（事業完了報告）第14関係

（1）事業の完了とは、すべての経費の支払が終了していること。

（2）領収書等（支払内容・内訳の確認できるレシート、振込依頼書控を含む）の取扱について。

ア 助成対象経費を領収書等により確認するので、支払対象者全員から徴収のうえ、助成決定者が保管し、事業完了報告時に「事業収支決算書」（様式13）に添付すること。

イ 領収書は、助成決定者宛てに発行されたものであること。レシート（レジスターで領収金額などが印字された紙片）は、印字が不鮮明にならないように保管すること。同額が記載された領収書が別にある場合に限り、支払内容・内訳の確認できるレシートへの宛名記載は不要とする。なお、銀行振込の場合は、振込依頼書の依頼人名を助成決定者名とすること。

ウ 謝金、交通費、旅行雑費、宿泊雑費の領収書等については、次に掲げることとする。

（ア）領収書は、日付、目的（「謝金として」など）が記載されたものであること。

（イ）領収書は、経費の受取人が自署（押印不要）または記名・押印したものであること。

(ウ) 鉄道において特別急行列車（新幹線等を含む）を利用した場合は、鉄道賃の領収書を添付すること（ただし助成対象となる特別急行列車料金の支給対象区間に当たっては、乗換を必要としない片道 50km 以上の乗車区間が対象）。

(エ) 航空機を利用した場合は、航空賃の領収書、航空機に搭乗したことを証明する書類（搭乗券（半券を含む）、または、航空会社が発行する搭乗証明書を添付すること）。

(オ) 交通費の領収書については、助成決定者がそれらの代金を業者に直接支払った場合、その業者が発行した領収書を添付すること。

エ その他（上記（ウ）（エ）を除く）の経費については、次のことに留意すること。

(ア) 領収書は、日付、品名が記載されたものであること。また、単価、数量などの内訳についても確認することから、内訳が記載されていない領収書には、内訳が確認できる書類（納品書、請求書など）を添付すること。

(イ) 使用料・賃借料のうち、実施会場を借りる経費の領収書には、当該物件の賃貸業者（公立施設を含む）が発行する利用内容が確認できる書類（利用申込書、利用許可証など）を添付すること。

## (2) 資料の取扱について

写真について、次のことに留意すること。

ア 写真は日付入りで、事業の実施状況が確認できるものとし、写真貼付紙面の余白にタイムスケジュール表に記載の実施内容やコメント（「伝承者による講話」など）を記すこと。また、写真に日付が表示されない場合や誤った日付が表示された場合には、写真貼付紙面の余白に撮影月日・撮影者氏名を併記すること。

イ 謝金の決算には、継承内容を指導している伝承者の姿が確認できる写真を添付し、伝承者の判別が可能ないように氏名を記載すること。伝承者の姿が手元のみの場合は助成対象経費として認められない場合があるので留意すること。

ウ 消耗品費のうち、材料費の決算には、完成した製作品の写真を添付するとともに、製作者全員の姿が確認できる写真を添付すること。

エ 消耗品費のうち、アイヌ料理の材料費の決算には、完成したアイヌ料理の写真を添付するとともに、写真貼付紙面の余白にアイヌ料理名を記すこと。

## 10（助成金の請求）第 17 関係

「助成金請求書」（様式 15）は、「事業完了承認通知書」（様式 14）による通知を受けたのちに提出するものであり、「事業完了報告書」（様式 11）には添付しないこと。

## 11（助成金の概算払）第 18 関係

(1) 助成金の交付については、原則として事業完了承認後の精算払とするが、財団が特に必要と認める場合に、助成の決定を受けた者の申請に基づき、事業の実施時期に合わせて概算払を行うものであること。また、概算払できる金額は「事業収支予算書」（様式 3）提出時の見積書等により金額が確定しているものに限る。

(2) 「助成金概算払申請書」（様式 16）は概算払を受けたい日の 3 週間前までに財団へ到着するように提出すること。この期間を過ぎると希望日までに支払うことができない場合があるので留意すること。

(3) 概算払の助成金交付には「助成金請求書」（様式 15）の提出は不要であるが、事業完了承認後の精算時には、助成金請求書の提出が必要となる場合があるので留意すること。

## 12（助成金の返還等）第 19・第 20 関係

(1) 助成金を受領したのちに助成の決定の全部または一部を取り消された場合は、助成要綱第 19 の第 1 項の規定により、理事長が指定する期日までに返納すること。なお、この場合、助成金の受領の日から納入の日までの日数に応じて計算した違約加算金を財団に納入しなければならない。

(2) 助成金の確定額が助成金の概算払い額を下回った場合は、助成要綱第 19 の第 2 項の規定により理事長が指定する期日までに助成金を返金しなければならない。

(3) 理事長が指定する期日は、「助成金返還通知書」（様式 18）及び「助成金返金通知書」（様式 22）の文書施行日から 20 日以内とする。

## 13 その他

(1) 助成決定者は、その助成事業の経理状況を把握できる助成事業経理簿（様式例 1）を備え、5 年間保管すること。

(2) 助成事業を実施することで生じたいかなるトラブル、損失、損害に対しても、財団は一切責任を負わない。

## 風俗慣習に関する伝承助成要綱 留意事項 別表

### 1 旅行雑費・宿泊雑費について

- ・旅行雑費：旅行中の諸雑費に充てるための経費で、各日が助成対象となる。
- ・宿泊雑費：宿泊に伴う諸雑費に充てるための経費で、旅行中の夜数が助成対象となる。

区 分	内 容
旅行雑費 宿泊雑費 (1日)	旅行雑費（1日あたり）1,100円 宿泊雑費（1夜あたり）1,100円
	＊日帰り旅行の場合の算出例 ・公共交通機関利用の場合：行程100km以上の場合につき旅行雑費1日分1,100円（1人あたり） ・自家用車利用の場合：助成対象外 ・貸切バス借上げ利用の場合：助成対象外 ＊宿泊旅行の場合の算出例（交通手段は問わない） ・1泊2日：旅行雑費2日分2,200円＋宿泊雑費1泊分1,100円＝3,300円（1人あたり）

### 2 鉄道において特別急行列車等を利用する場合の取り扱いについて

鉄道の利用区間において割引の有無等を確認するため、鉄道において特別急行列車（新幹線等を含む）を利用した場合、利用金額がわかる領収書を提出すること。提出された領収書の金額に基づき額を確定する（ただし、助成対象となる特別急行料金の支給対象区間に当たっては、乗換を必要としない片道50km以上（乗換なし）の乗車区間が対象）。

なお、やむを得ない事情により領収書を添付できない場合については、「特別急行列車等料金支払申出書」を提出すること。

### 3 実施内容にアイヌ料理の調理体験等が含まれる場合の消耗品費の限度額について

区 分	限度額
使い捨ての食器（皿、丼、箸、スプーンなど）	2,000円
感染症等の拡大防止用品（手指消毒液、ペーパータオル、消毒用ウエットティッシュなど）	3,000円

※使い捨て容器及び感染症等の拡大防止用品：袋類（有料のレジ袋、ゴミ袋等）、使い捨て手袋、マスク、ラップ、洗剤等は助成対象外とする。

